



平成18年2月27日

各 位

会社名 株式会社メディビック
代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘
(コード番号2369:東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 川井隆史
(Tel: 03-5510-2407)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成18年2月27日開催の取締役会において、ストック・オプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行する事の承認を求める議案を平成18年3月30日開催予定の当社第6回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由
当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、役員に準ずる者及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高める為であります。ただし、業績に対する責任を明確にするため、平成18年12月期からの当社連結純利益（税引前）の累積額が1,194,671千円以上であることを権利行使の条件として設けております。
2. スtock・オプション制度の概要
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
株式会社メディビック（以下「当社」という。）もしくは当社子会社の取締役、監査役、役員に準ずる者及び従業員であって、取締役会が特に定めた者（以下、「新株予約権者」という。）に割り当てる。
 - (2) 新株予約権発行の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式4,000株を総株数の上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整はその時点で新株予約権者が権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の株式が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

4,000 個を上限とする。（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 1 株）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をすべき金額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権 1 個につき、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（1／分割（または併合）の比率）

また、時価を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使により新株を発行または自己株式を処分する場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

ただし、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 4 月 1 日より平成 28 年 3 月 29 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の際に、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、役員に準ずる者または従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には新株予約権者の相続人は、新株

予約権を相続する。

- ③ 新株予約権の分割行使はすることができない。
- ④ 権利行使の際に、平成18年12月期からの当社連結純利益（税引前）の累積が1,194,671千円以上であることを要する。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めることができる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 上記2.(7)に定める行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ③ その他、当社はいつでも取締役会の決議に基づき新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。

(10) 株式交換・株式移転時の新株予約権の承継方針等

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換または株式移転後の完全親会社（以下、「完全親会社」という。）に承継させる。

- ① 新株予約権の目的たる株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 新株予約権の目的たる株式の数
2.(2)に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- ③ 新株予約権の権利行使に際して払込をなすべき額（承継後行使価額）
$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times (1 / \text{割当比率})$$

ただし、1円未満の端数は切り上げるものとする。
- ④ 新株予約権の権利行使期間
2.(6)に定める期間とし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より2.(6)に定める期間満了日までとする。
- ⑤ 権利行使の条件ならびに消却事由及び条件

2. (7) 及び 2. (8) に準じて、株式交換または株式移転に際し取締役会が決定する。

⑥ 承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(11) その他

その他、具体的な発行内容及び割当の条件等の新株予約権の発行に必要な事項は、今後の取締役会で決定する。

(注) 上記の内容については平成 18 年 3 月 30 日開催予定の当社定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

3. 新株予約権付与後の当社の潜在株式総数

① 現在の潜在株式総数	11,924 株 (注)
② 今回の増加潜在株式総数	4,000 株
③ 増加後の潜在株式総数	15,924 株

(注) なお、現在の潜在株式総数は、平成 18 年 1 月 31 日現在におけるストック・オプションに係る潜在株式総数であります。

以上